

豊島区広報

No. 90.

昭和 32. 4. 23.

東京都豊島区役所

伸びゆく豊島



豊島区誕生 25 周年 記念行事 特別区制施行十周年 区民と共に祝う多彩な計画

昭和七年十月一日我が豊島区が誕生してから丁度二十五周年に当り、地方自治法の施行により特別区制が布かれてから満十周年を迎えました。思へば今次大戦の戦禍によって、その大部分を喪失して一望廢墟と化した我が豊島区が当時、誰が今日の繁栄の姿を

思い見ることが出来たのでありましよう。あれから十二年、新しい豊島区建設のために、理事者も区議会も渾然一体となって郷土豊島再建の歩みを続けて来たのであります。まことに貴重な建設の歴史といふべきであります。本区においては、この記念すべ

き年に際し、往時を偲び現在及び将来への發展を祝賀するため次のように多彩な行事をくりひろげることとなりまし。区民各位の御協力を切望する次第であります。

☆ 春季実施予定行事

行事名 実施期日 摘 要

一、記念式典 五月三日 公会堂

二、区民芸術大会(素人のど自慢) 五月初旬中旬 各出張所毎に地区別芸術大会の他、中央大会を行う 公会堂

三、展覧会 四月二十九日 振興会館、区議会場

四、懐古座談会 五月八、十日 振興会館

五、植樹祭 五月下旬 区内小公園、児童遊園地等

六、商工祭 自五月三十日 至六月三日 振興会館

☆ 秋季実施予定行事

行事名 実施期日 摘 要

一、展覧会 十月上旬 区勢展覧会

茶華道展覧会 十月上旬

書道展覧会 十月中旬

菊花展覧会 十月下旬

二、体育大会 十月 中 各町会単位予選会を行う、中央大会、区営体育場

三、商業祭 十 月 中 街頭装飾コンクール

四、音楽行進 十 月 上旬 商店コンクール

五、記念誌発行その他 十 月 中 小中学校児童生徒を中心とする

前頁に掲載の春季行事予定のうち近く行はれる、素人のど自慢大会、舞踊大会、美術展、写真展等の日時、場所申込方法等は次のようなものであります。区民みなさんの多数の出演、応募をお待ちいたしております。

◎区民芸能大会

一、日時 五月一日～十二日
各地区別に実施

決定を見た記念行事
実施要領

一、場所 各地区委員会において選定
発表いたします。

一、参加資格
一般区民の方で素人の方などでも申込できます

一、申込方法
各地区役所出張所窓口及町会事務所等で受付ます。

一、申込期日
各地区毎に決定発表いたします。

一、出演種目
(イ) 歌謡曲
(ロ) 民謡、俗曲、和楽、謡曲
(ハ) 浪曲、声帯模写、落語漫才、講談

その他詳細は区役所自治振興課又は各出張所窓口にて御問合せ下さい。

なお各地区別に実施した後、優位者による左記中央大会を開催いたします。

◎区民芸能中央大会
一、日時 五月二十二日午後五時より
一、場所 豊島公会堂

◎豊島区舞踊大会

区内の舞踊家有志の奉納舞踊であります。

一、日時 四月二十九日十二時三十分より五時まで
一、場所 豊島公会堂

◎豊島区美術展

区内美術家協会による美術展

一、日時 五月十日より五月十三日まで四日間
一、場所 豊島振興会館及び区議会議場

一、出品種別、規格、数量
(イ) 日本画 二双屏風以内 一人二点
(ロ) 洋画 五〇号以内一人二点
(ハ) 彫刻 等身大以下一人二点以内
(ニ) 工芸 随意

一、授入期日 五月七～八日
なお美術展と併て美術教室も次のように開設いたします

○日時 五月十日～十三日午前九時より十一時
○場所 豊島振興会館会議室
またはポーチ
○内容 絵の描き方、彫刻、工芸の鑑賞、簡易な絵の描き方

○スケッチ頒布会 参観者の

方に依頼があった場合その以顔絵を実費で揮毫いたします

◎豊島区写真展
区民の素人の方で出品希望による写真展であります。

一、日時 六月八日～十日
一、場所 振興会館集會場
一、出品締切日 五月三十一日

課長・係長の異動

四月五日付を以て次のように発令されました。

日午後五時まで
一、応募規定 未発表のもの四ツ切大(台紙つき)写真材は風景、スナップ等で最近の豊島区内で撮影したもの
なお優秀作品には賞状賞品の授与があり、出品者に参加賞があります。

新所属	職名	氏名	旧所属
自治振興課長	主事	山本 正二	総務課総務係長
教育委員会	三芳 一郎	自治振興課長	
総務課総務係長	小山 昌則	財務課予算係長	
総務課統計調査係長	加藤 武幸	収入役室管財係長	
総務課公会堂係長	山下 勤	財務課庶務係長	
財務課予算係長	立川 敏雄	教育委員会学校教育課学事係長	
財務課用度係長	白取 英藏	土木課管理係長	
財務課庶務係長	伊藤竹三郎	戸籍課戸籍係長	
財務課徴収係長	秋元安太郎	財務課徴収係	
民生課授産係長	梶原 邦雄	民生課厚生係	
戸籍課戸籍係長	湯ノ口 実	戸籍課住民登録係長	
戸籍課住民登録係長	田村 正夫	総務課統計調査係長	
係長	長町 正康	財務課課税係長	
木工課配給係長	栗原 英次	建築課住宅係長	
土木課管理係長			

仰高、駒込小学校
通学区域の変更

児童生徒の教育効果を高めるための通学区域の一部変更があり、仰高、駒込、両小学校の通学区域は次のようになりました。

一、仰高小学校
東鴨一、二、三丁目全区

一、施行日
昭和三十二年四月一日

一、備考
教育委員会において主事三芳一郎は学校教育課長、前学校教育課長主事、横山美則は社会教育課長、主事稻村源作は学校教育課学事係長主事榎本幸好は学校教育課教職員係長として、それぞれ同日付をもって発令されました。

結婚相談日変更

本区結婚相談所は今まで日曜日は休業していましたが、今回相談申込者の増加と申込者の要望に応え、左記の通り相談日を変更して日曜日にも開所し、一般区民の方々に便

一、第一第三日曜日開催
二、第一第三月曜日と第二第四日曜日、祭日は休業
三、平日は毎日開催
(但し土曜日は御前中のみ)

通学区域の変更

児童生徒の教育効果を高めるための通学区域の一部変更があり、仰高、駒込、両小学校の通学区域は次のようになりました。

一、仰高小学校
東鴨一、二、三丁目全区

一、施行日
昭和三十二年四月一日

一、備考
教育委員会において主事三芳一郎は学校教育課長、前学校教育課長主事、横山美則は社会教育課長、主事稻村源作は学校教育課学事係長主事榎本幸好は学校教育課教職員係長として、それぞれ同日付をもって発令されました。

病魔を防ぐに絶好

春季大掃除を徹底的に

春季大掃除の実施について、夏の衛生対策の第一段階として、本年も例年の通り、全部をあげて一齋に春季大掃除を実施いたしますこととなり、本区に於ては次の日割で実施いたしますことになりましたので、何卒定められた日に徹底的に行うよう御協力をお願いいたします。大掃除に当っては、床下、天井、うら、家具類の置場、下水、洗い場、便所、煙突かまど等も清掃し、湿地の乾燥、雑草の刈り取り等も併せて実施し、カ、ハエ、ノミ及びネズミ等の発生をふせぎ、夏期の衛生対策の基礎を確立するよう努めて下さい。なお排出された塵芥の処理については各地区に連絡員がお

りますから折角の効果を阻害しないよう充分注意されることをお願いいたします。

月日	曜日	地区	連絡員詰所
五月 二日	金	第一	西泉鴨四丁目、電車通り、回効散隣公園
三日	土	第二	西泉鴨二丁目、ガン研、研究所下公園
四日	日	第三	雑司谷五丁目、第四出張所、横空地
五日	月	第四	自由一丁目、第五出張所、入口
六日	火	第五	池袋二丁目、第三出張所
七日	水	第六	長崎一丁目、第六出張所、隣社境内
八日	木	第七	椎名町六丁目、岩崎町前
九日	金	第八	千早町四丁目、千川端道路
十日	土	第九	高松一丁目、千川中学校前空地

期待される 冬期衛生強調運動の効果

本区では去る二月十五日より三月十五日の一ヶ月間皆様の積極的な御参加をいただき、冬期衛生強調運動を展開いたしました。本運動は政府の提唱により過去二年間国民運動として実施して参りましたところの「カ、ハエをなくす運動」の一環をなうものであります。本運動では特に蠅の

撲滅を目標に最も効果の上るこの時期に蠅の蛹退治を完全に実施するというものでありました。本運動では区内六十余町会等団体に於いて蛹退治が計画的に行われ、区からも技術的な指導と同時に一戸当たり三円程度の補助を行ってそ

全国公明選挙 ポスター

コンクール

正しい民主政治が行われるためには、その土台となる選挙が明るく清く行わなければなりません。立派な人が選ばれてこそ良い政治が生まれ、良い社会がつけられます。

このような趣旨に基いて昨年に引続いて自治庁、東京都選挙管理委員会、東京都教育委員会、都道府県選挙管理委員会連合会公明選挙連盟、本区教育委員会、及び選挙管理委員会共催のもとに全国高等学校、中学校及び小学校生徒、児童を対象に作品募集を行いました。特に本区では提出作品は一点に限定いたしました。

の徹底を図りました。このようにして区民全体の協力により区内全域にわたって実施せられた本運動の成果は大いに期待されるところに、かゝる根本的な問題の重要性を自覚せられ今後とも一層の御協力を願います。

- 高等学校の部 (三名、括弧内学年)
- 堀井 昇 (1) 豊島実業高等学校
- 小山 芳次 (1) "
- 小野 崇晃 (1) "
- 中学校の部 (十名)
- 富野 吉勇 (3) 駒込中学校
- 二野 井 巳 澤 浩 (3) "
- 渡辺 和子 (2) 大塚中学校
- 大島 知恵 (2) "
- 斎藤 薫 (2) 西泉鴨中学校
- 宮地 亮 (2) "
- 石井 愛子 (2) 池袋中学校
- 荒井 和江 (2) "
- 横山 祐子 (2) 第十中学校
- 石原 悦郎 (3) 立教中学校
- 小学校の部 (十名)
- 恋塚真知子 (6) 西泉鴨小学校
- 倉沢 栄八郎 (6) 池袋第五小学校
- 海老原 久子 (6) "
- 岸本 初野 (5) "

増田 富恵 (6) 日出小学校
 宇野 二郎 (5) 自由小学校
 佐久間 杏子 (6) 富士見台小学校
 村上 祥子 (6) "

村登 松子 (6) 平和小学校
 太平 勝紀 (6) "

なお本区入選作品は更に東京の審査に付し、つぎの方が東京都佳作に決定しました
 恋塚真知子、岸本初野、太平勝紀 (以上小学校の部)
 大島知恵、富野吉勇 (以上中学校の部)
 豊島区選挙管理委員会

自衛官募集 4月1—6月19日

32年度
第一
年度
第一
年度
第一

防衛庁では昭和三十一年度第一次自衛官の募集を去る四月一日より全国一斉に行っております。自衛官の任務はわが國の平和と独立を守り、必要に応じて公共の維持に當ることであり、青年諸君の就職としても絶好の機です。なお詳細については区役所自治振興課に御問合せ下さい。

昭和七年六月一日から昭和十四年六月一日までの間に生れた男子で中学卒業程度の學歷を有し且つ自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しないで原則として独身で家庭生活上勤務に支障のない者
募集人員 一一、七〇〇名
内訳
陸上自衛官 一一四〇〇名
海上自衛官 八〇〇名
航空自衛官 五〇〇名
但し増員の場合はこれに必ず増加採用を行う予定
受付期間
四月一日より六月十日まで
試験期日
簡単な筆記試験、身体検査面接が行われ、期間は二回に亘って行われ第一回目は

五月六日から五月十日まで
第二回目は七月一日から七月十日までに行われます。
入隊
入隊は陸上は六月下旬、九月中旬の二回に行われ、海軍は航空は七月以降、海上は八月以降逐次行われます。

教育豊島の前進

区立千早中設置

教育豊島確立のため種々その施策を推進している本区においては今般区立千早中学校を設置することになり、更に教育豊島の充実を見ることになりました。なお設置場所、規模等は次のようなものであります。

- 一、設置場所 豊島区千早町三の四八
- 一、開設期日 昭和三十二年四月一日
- 一、授業開始 昭和三十一年四月七日
- 一、通学区域 豊島区千早町二、三丁目
- 長崎四丁目全域(区立千早小学校通学区域)
- 一、学校施設規模
校地、二、五六二坪
木造瓦葺モルタル塗、二階建、延坪、四八九坪、教室数、十五教室

遺族留守家族 慰安会

去る四月十一日昼、夜の二回にわたって、区内在住の戦没者遺族、未帰還者留守家族約三千七百世帯に対し日頃の勞苦をお慰めするために慰安会

安全を豊島公会堂に於いて行いました。御出席の皆様には区長、区議会議員、厚生委員長の激励の挨拶に耳をかたむけ、余興の浪曲、落語、漫才奇術唄や踊には御家族づれで楽しいひとときを過ごされ、会場は万場の喜びの裡に終了いたしました。

赤十字社員 增強運動に御協力を

赤十字社員

日本赤十字社は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を期すると共に、赤十字に關する人類の福祉に貢献するよう努めておりますが真に國民の赤十字として國の内外にわたる赤十字活動を強力に推進するために、強固な基盤の上になつて事業を遂行してゆかなければなりません。そのために本年からは赤十字本来の姿に立ちもどり、従来の白い羽根による街頭募金は廃止し社員增強運動を実施することになりましたので一戸一人は社員に御加入下さるよう御願ひ致します。

- 員名簿に登録されます。毎年(或は一時)納めて戴いた社費の累計額が
三千元以上になった場合 特別社員
 - 一万元以上になった場合 特別社員(金色)
 - 五千元以上になった場合 有功章
 - 拾万円以上になった場合 有功章(金色)
- となりまして、
尙この制度は個人のみでなく法人の場合でも個人と同様社員となります。
赤十字社員に加入して戴くのは一年を通じ何時でも結構ですが毎年五月一日から三十一日までの一ヶ月間は特に社員增強運動を実施することになつております。本年も近く各地区毎に赤十字協賛委員の方々にお願ひし、各戸毎に社員加入の勧誘をして戴くことに

土地建物の御相談は

住宅金融公庫東京営業所住宅相談所

一切無料で全般について懇切に御相談に応じます。
特に個人住宅の新築及び増築の貸付土地つき分譲住宅、その他宅地の分譲、購入売却のあっ旋及びアパートの賃貸、或は産業労働者用の住宅及び耐火構造の三階以上の住宅を建てたい方その他防火建築帯に建築したい方、又技術的な構造及び施工等に至るすべての御相談
△利用時間は朝九時より午後五時まで
但し、土曜日は正午まで

▽所在地 東京都文京区小石川町一丁目一番地
国電水道橋下車アイスパレス隣
電話小石川(92)三一五一―八

失業保険法

一部が変更しました

去る四月一日に失業保険法の一部(日雇失業保険制度)が改正されましたので、そのう

問合せは区役所総務課係(電話97)一、一〇一―一五)又は最寄りの出張所へお願ひします。

ち給付内容の点についてお知らせいたします。

- 1、失業保険金の日額は第一級二〇〇円(旧一四〇円)、第二級一四〇円(旧九〇円)とする。
- 2、保険料額は一日につき第一級一〇円(旧六円)、第二級六円(旧五円)とする。
- 3、納付すべき保険料額は、日雇労働被保険者に支払われた賃金の日額が二八〇円以上(旧一六〇円)の場合を第一級(即ち一〇円印紙を貼る)二八〇円未満の場合を第二級(即ち六円印紙を貼る)とする。
- 4、事業主及び日雇労働被保険者の負担すべき保険料額は第一級第二級とも、それぞれ折半した額とする、以上ですが、これに伴う事務手続など詳細につきましては当所西菜鴨労働出張所にお尋ね下さい。

池袋公共職業安定所